

岐阜県発注の建設工事における社会保険等未加入対策について

平成26年8月1日からの対策

- 契約の相手方（元請業者）を社会保険等加入業者に限定
- 下請負代金の総額が3,000万円以上（建築一式は4,500万円以上）の工事について
 - ・一次下請を社会保険等加入業者に限定。
【契約に違反した場合、元請業者に資格停止措置及び工事成績評定の減点を実施】
 - ・すべての下請業者について社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業許可部局に通報

平成27年4月1日からの対策

- 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿への登載を社会保険等加入業者に限定

平成28年6月1日からの対策（金額要件の撤廃）

- すべての県発注工事について、元請業者及び一次下請を社会保険等加入業者に限定

平成30年1月1日からの対策（二次下請以下への拡大）

- すべての県発注工事について、二次下請以下を社会保険等加入業者に限定
【契約に違反した場合、元請業者に資格停止措置及び工事成績評定の減点を実施 ※平成30年7月以降】